

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称		高圧ガス保安法の自主保安の高度化を促す制度及び新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度に係る政策(高圧ガス保安のスマート化)	
担当部局		経済産業省商務流通保安グループ圧ガス保安室 電話番号:03-3501-1706 e-mail:koatsu-gas@meti.go.jp	
評価実施時期		平成28年8月	
規制の目的、内容及び必要性等		<p>高圧ガス保安法は、高圧ガス(圧力1メガパスカル以上の圧縮ガス等)の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。</p> <p>平成8年に高圧ガス取締法から高圧ガス保安法に改正され、法の目的に、民間事業者による「高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共安全を確保する」ことが追加され、保安の維持、向上を前提に、事業所の自己責任の下に効率的な規制にすることを目指している。</p> <p>今般、時代の変遷に伴い、IoTをはじめとした技術の進歩や市場・国際的潮流の変化等、産業保安を取り巻く状況は常に変化しているため、保安水準の維持・向上、重大事故の撲滅といった目標の達成に向けて、これらの変化に迅速・柔軟かつ効果的・効率的に対応できるような更なる「賢い」制度(高圧ガス保安のスマート化)とするため、自主保安の高度化を促す制度及び新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度の見直しを行う。</p>	
		法令の名称・関連条項とその内容	<p>[名称]高圧ガス保安法施行令</p> <p>[関係条項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主保安の高度化を促す制度の改正:第10条 ・新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度の改正:第2条、第3条
想定される代替案		<p>①自主保安の高度化を促す制度改正</p> <p>今回改正する内容は、現行の高圧ガス保安法における認定事業所のうち、自主保安を一層高度化する事業所については、規制緩和を措置することでインセンティブを与え、自主保安レベルの高度化を促進するものである。</p> <p>事業者の保安レベルの向上に合わせて不要となる規制を緩和する改正であるため、当該改正を行わない理由はないが、現状維持を代替案として、改正した場合としない場合について費用等の比較を行う。</p> <p>②新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度改正</p> <p>今回改正する内容は、規制の対象となっている設備及びガスについて、そのリスクに応じて規制を緩和するものであるため、当該改正を行わない理由はなく、このため代替案の検討はしないが、現状維持を代替案として、改正した場合としない場合について費用等の比較を行う。</p>	
規制の費用		費用の要素	
		改正案(制度改正あり)	制度改正無し
①自主保安の高度化を促す制度改正	(遵守費用)	<p>制度改正がある場合、レベルの高い自主保安を実施している事象所をスーパー認定事業所として認定し、この認定の更新期間が5年から7年に延長される。これにより、事業者の手続き等に伴う費用が削減できる。</p> <p>例えば、調査費用、手数料等の費用は概ね400万円程度であるとすれば、35年間で約2000万円の費用がかかると試算され、改正しない場合と比較して、800万円の費用が削減となる。</p>	<p>制度変更が無い場合、認定事業所は、5年に一度、認定の更新を受ける必要がある。この認定の更新のための調査費用、手数料等の費用は概ね400万円程度である現状に鑑みれば、例えば、35年間で約2800万円の費用がかかると試算される。</p>
	(行政費用)	<p>スーパー認定事業所の認定の審査を追加で行うこととなるため、行政費用は増加することとなるが、現行の認定事業所の審査と同時にを行うことを想定しているため、大幅な増加とはならない。</p> <p>また、現行の認定事業所が、スーパー認定事業所になった場合には、認定期間が延長されるため、行政による審査頻度は減少する。このため、審査に係る行政費用は軽減されることとなり、総合的に考えれば、行政費用の増加はないものとする。</p>	<p>現行のまま。</p>
	(その他の社会的費用)	<p>特段なし。</p>	<p>特段なし。</p>

②新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度改正	(遵守費用)	リスクの小さい設備及びガスの規制緩和をすることにより、許可、届出の手續に係る費用、技術上の基準の遵守に係るコストが削減できる。 制度改正により、例えば大型の冷凍設備の設置に係る手續は届出のみとなり、申請手数料は0円となる。	対象設備及びガスについて、許可、届出の手續に係る費用、技術上の基準の遵守に係る費用が必要となる。 例えば、大型の冷凍設備の設置に係る許可申請の手料は、11万円
	(行政費用)	リスクの小さい設備が適用除外となることにより、許可、届出の手續が減少するため、行政費用は削減される。	対象設備及びガスについて、許可、届出の手續を行う必要があるため、行政費用がかかる。
	(その他の社会的費用)	特段なし。	特段なし。
規制の便益	便益の要素		
	改正案(制度改正あり)		制度改正無し
①自主保安の高度化を促す制度改正	認定期間が延長されることにより、更新頻度の減少に伴う事務作業及び費用の削減等のメリットが事業者にある。また、当該メリットがインセンティブとなり、事業者の自主保安レベルの高度化が促進されることとなる。 自主保安の高度化が促進されることにより、事故を未然に防止することに繋がり、公共の安全を確保することが可能となる。		現行のまま。
②新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度改正	リスクの小さい設備が適用除外とされ、事務手續が削減されるとともに、今後、技術進歩等によりリスクの小さい設備が開発された際に迅速に対応することが可能となる。このことにより、事業者の技術革新及び市場導入が効率的に実施されるようになる。 また、新冷媒を不活性ガス扱いとすることにより、地球温暖化係数の小さい当該ガスの導入が進みやすくなり、地球温暖化の観点からも、便益がある。		現行のまま。

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>①自主保安の高度化を促す制度改正 【費用】 改正案、代替案ともに、自主保安の高度化を推進するために一定以上の費用が発生するが、改正案の場合は規制合理化による更新に係る手続き等の費用の削減が期待できる。 【便益】 改正案により認定期間の延長がなされた場合、更新頻度の減少により、事業者の事務作業及び費用が軽減されるとともに、これらをインセンティブとして自主保安が促進されることとなり、公共の安全を確保することが可能となる。</p> <p>以上のことから、自主保安レベルの高度化に即して規制を合理化し、これをインセンティブとして事業者の自主保安を向上させることは、公共の安全を確保し、また、事業者の負担軽減にも繋がることから妥当である。</p> <p>②新技術等の出現・普及に伴って円滑に対応する制度改正 【費用】 改正案では、リスクの小さい設備やガスの規制緩和をすることにより、事業者及び行政の許可、届出に際する費用が削減されるが、現状維持では、これまでと同様、許可、届出に際する費用が発生する。 【便益】 現状維持では、災害のおそれのないものとしてリスクの小さい設備について、必要以上に規制することとなる。 災害の発生のおそれがないリスクが小さい設備を適用除外することは、事務手続きの緩和、技術開発の促進が期待される。 また、地球温暖化係数が低いが燃焼性がわずかながらある新たな冷媒について、不活性ガス扱いとすることにより事務手続きの緩和、当該ガスの導入促進が期待される。</p> <p>以上のことから、現状維持とすると、災害のおそれのないものに対して、過剰な規制をかけるとともに、その導入を阻害する恐れがあることから、リスクの小さい設備及びガスについては、規制緩和をすることは適当である。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>自主保安レベルの高度化を促し、新技術等の出現・普及に伴って円滑に対応する制度の在り方について、産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会において検討を行い、平成28年3月9日に「高圧ガス保安のスマート化の検討について」としてスーパー認定事業所制度の創出、災害発生リスクに応じた規制対象の見直し、新冷媒の普及に向けた規制の見直しを行うべきとする報告書が取りまとめられた。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件: 今後、新たに認定されるスーパー認定事業所の自主保安の促進状況等を踏まえながら、5年を目処に、必要に応じてレビューを行う。</p>	
<p>備考</p>	